

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
焼津市	和田地区	令和4年3月16日	令和5年3月20日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	200.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	103.9 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	31.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	39.9 ha
(備考)	

- 注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

・今後、土地利用型農業については、水田の畦畔除去による1区画の圃場拡大の検討を通じて、土地利用型農業で規模拡大を目指すとする地域の中心となる経営体に対して、農地の貸し出しを進めるとともに、地区の中心となる経営体間における話し合いの中で、農地の面的な利用集積を積極的に進め、これらの経営体による効率的な営農を図っていく方向が望ましい地区と考えられる。  
・また、当地区には、地域の中心となる養鶏農家が直営する卵の無人販売施設と併設して、地元の農家で自主運営する直売所があり、当直売所は地元で親しまれる中で、地区内農家の所得向上に大きく寄与されている。  
・田尻北集落においては塩害による作物の生育不良から耕作放棄地が増加してしまったことから基盤整備による塩害の解消を目指していく。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

田尻北集落においては、基盤整備事業を実施後、高収益作物であるイ草の栽培を中心に、その他水稻およびタス(裏作)の栽培を行う中心経営体に集約する。  
田尻集落では引き受け希望の中心経営体がいることから出し手となる農家の動向に注意して集約集積していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体 (個人情報保護の観点から氏名等は非公開としています)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		稲作	2.7 ha	稲作	2.7 ha	田尻・一色
認農法		稲作	0.7 ha	稲作	0.7 ha	田尻
認農		稲作	26.6 ha	稲作	50.0 ha	全域
認農		施設野菜	0.5 ha	施設野菜	0.8 ha	田尻
認農		複合経営	1.2 ha	複合経営	1.2 ha	田尻・一色
認農		施設野菜	1.2 ha	施設野菜	1.5 ha	北新田
認農		施設野菜	0.7 ha	施設野菜	0.7 ha	一色
認農法		複合経営	7.1 ha	複合経営	8.2 ha	田尻・一色
認農		複合経営	2.6 ha	複合経営	2.6 ha	一色
認農		花き・花木	0.7 ha	花き・花木	0.7 ha	田尻
認農		養鶏	1.0 ha	養鶏	1.0 ha	田尻
認農法		その他作物・稲作	2.4 ha	その他作物・稲作	12.0 ha	田尻北
認農法		複合経営	0.1 ha	複合経営	0.1 ha	田尻北
認農		稲作	18.0 ha	稲作	19.5 ha	全域
認農法		露地野菜	0.0 ha	露地野菜	0.5 ha	全域
認農		稲作	2.8 ha	稲作	6.0 ha	田尻
認就		露地野菜	0.4 ha	露地野菜	0.4 ha	田尻
計	17人		68.7 ha		108.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構を利用し効率的な農業経営が可能となるよう集積を進めていく。

和田地区

